

第9次氷見市総合計画の策定について（案）

1 趣旨

総合計画は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものです。

現在、目指す都市像を「人 自然 食を未来につなぐ交流都市ひみ」と定めた「第8次氷見市総合計画」の諸施策の推進に努めているところです。

この計画が令和3年度の目標年次を迎えるにあたり、本市を取り巻く近年の社会経済環境の変化に的確に対応した新しいまちづくりの指針となる長期的かつ総合的な視点に立脚した新たな「第9次氷見市総合計画」（以下「新総合計画」という。）を策定するものです。

2 基本姿勢

新総合計画は、次に掲げる事項に留意しつつ、策定するものとします。

(1) 市民にわかりやすい計画

- ① 市民と目指す都市像を共有する計画
- ② わかりやすい表現

(2) 地方創生を推進する計画

(3) 実効性のある計画

- ① 行政評価の推進
- ② 個別計画との整合性

3 計画の構成と期間

新総合計画は、目標年次を令和13年度とし、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成します。

(1) 基本構想（計画期間：令和4年度～令和13年度の10年間）

市民と市がともに目指す都市像とまちづくりの目標を定め、これを実現するために必要な施策の方向性を示すもので、新総合計画の土台となるものです。

(2) 基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度の5年間）

基本構想を具現化するための施策の内容を明らかにするもので、各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を定めます。

(3) 実施計画（計画期間：令和4年度～令和8年度の5年間）

基本計画の施策の体系に基づいて、具体的な施策や主要事業を示すものです。

第8次氷見市総合計画では計画期間を5年間としていましたので、新総合計画でも計画期間を5年間とし、計画を毎年度見直すローリング方式で進行管理を行うものとします。

<新総合計画の計画期間>

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
基本構想(10年)	←—————→									
基本計画(5年)	←————→					← - - - - - →				
実施計画(5年) ※毎年度見直し	←——→	←——→	←——→	←——→						

4 策定体制（イメージは別紙のとおり）

(1) 審議機関

市長の諮問に応じ、新総合計画に関して必要な事項を調査審議するため、関係団体の長、学識経験者、公募委員等で構成する氷見市総合計画審議会を設置します。

(2) 市民参画

広範な市民の意見や提案を反映した計画とするため、市民意識調査（18歳以上無作為抽出3,000人対象で実施済）に加え、各地区で開催する市長のまちづくりふれあいトーク、パブリックコメント、各種団体からのヒアリング等を実施し、策定段階における市民参画を積極的に推進します。

(3) 庁内体制

計画原案を策定するため、副市長、教育長、部局長等で構成する氷見市総合計画策定委員会のほか、必要に応じて、ワーキンググループを設置するなど、全庁的に計画策定に当たります。

5 策定スケジュール

策定の期間は、令和2年度から令和3年度までの2箇年とします。（詳細は別紙のとおり）

<主なスケジュール>

R2.9 第1回審議会（総合計画策定諮問）⇒ R3.5 基本構想答申 ⇒ R3.6 基本構想議決 ⇒ R4.2 基本計画答申 ⇒ R4.3 計画書作成